

地域の会前回定例会以降の動き

令和6年3月6日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 核物質防護に係る追加検査及び適格性判断の再確認結果への対応

- 2月9日、花角知事が片山原子力規制庁長官と面談し、原子力規制委員会が、柏崎刈羽原子力発電所における核燃料の移動禁止命令を解除するとともに、東京電力の適格性判断の結論を変更する理由はないと判断した根拠について直接説明を受けました。この際、原子力規制庁に対し、原子力災害対策指針の見直しの議論をしていただくようお願いしました。
- 2月18日、県は、追加検査の結果等について、原子力規制庁が県民の皆様へご説明する説明会を開催しました。

2 原子力災害を想定した冬季訓練

2月12日、冬季の原子力災害時における対応力の向上を図るため、原子力防災訓練の個別訓練として冬季訓練を実施しました。

[住民避難訓練]

<参加機関>

県、柏崎市、刈羽村、陸上自衛隊、東京電力職員 計53名
PAZ内住民 計24名（柏崎市10名、刈羽村14名）

<訓練内容>

	柏崎市	刈羽村
(1)会場	妙法寺ふれあいセンター(PAZ)	源土運動広場 (PAZ)
(2)内容	積雪時に孤立地域が発生したことを想定し、陸上自衛隊の高機動車及び民間事業者や東京電力の福祉車両等を活用したSE要避難者の避難訓練	積雪時に孤立地域が発生したことを想定し、陸上自衛隊の大型雪上車及び民間事業者のバスを活用したPAZ住民の避難訓練



柏崎市避難訓練（高機動車による避難）



柏崎市避難訓練（福祉車両（東京電力）による避難）



柏崎市避難訓練（自衛隊による道路啓開）



刈羽村避難訓練（大型雪上車による避難）

3 安全協定に基づく状況確認

2月13日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

〔主な確認内容〕

- 7号機の原子炉格納容器内の設備のうち、コリウムシールド、サプレッションプール、格納容器スプレイ等の重大事故等対処設備を中心に現場を確認しながら設備について説明を受けました。

4 新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会

2月15日、令和5年度第4回技術委員会を開催し、以下の項目について確認し、議論を行いました。

〔主な議題〕

- 水素爆発対策について
 - 耐震評価について
 - 6号機大物搬入建屋杭の損傷について
- ※ 会議資料は下記ホームページに掲載

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/0640268.html>

「地域の会」委員質問への回答

〈本間委員〉

1 今回の地震で、津波警報が発出され、海岸の皆さんを中心に、多くの市民村民が避難しましたが、自動車での避難に際して、あちこちで渋滞が発生したと聞いております。柏崎市刈羽村で津波避難の際、渋滞した場所は何処で、どの程度のものであったか把握しているでしょうか。把握しているようでしたら教えて頂きたい。

【回答】

県としては、災害対策本部において、道路管理者を通じて、道路被害等による通行止め等の規制情報は把握しておりますが、渋滞の発生箇所等は把握しておりません。

2 今回の地震で柏崎の揺れは中越沖地震と比べると小さかった訳ですが、北陸自動車道は閉鎖となり、国道8号線は通行止めとなりました。西側への避難経路は閉じられてしまった訳です。この状態で原発事故が起きた際、西に避難する人の行動はどのようにするのか具体的に示して頂きたい。今後検討してなどということでは遅すぎます。明日柏崎が同じ状態になったら住民はどう避難せよというのか明確に示して頂きたい。

【回答】

県広域避難計画に基づき、複合災害により避難路が被災した場合には、道路管理者や県警察、消防機関、自衛隊等が状況に応じて協力して道路啓開にあたることとしております。

また、避難先市町村を踏まえ、主な避難経路を設定するとともに、迂回路についても検討を行っております。

さらに、避難先市町村は複数設定しており、災害の状況等に応じて避難先を選択することとしております。

3 他の方向についても、状況により道路が通行不能になり、避難もままならなくなると想定されます。原発との複合災害の時、現在の避難計画による避難経路で順調に避難できると考えるのは無理がありますが、具体的に避難路確保のためにどのような対策あるいは避難路を現在考えているのか示して頂きたい。

【回答】

問2の回答と同様

4 今回のような地震と原発事故の複合災害の時、自宅が損壊すれば屋内退避自体が困難であるし、自宅が残っていても、余震の恐れが強ければ屋内退避は困難だと思われませんが、行政としてはそれでも屋内退避を指示する予定なのか？そうでなければ、どのような方法を考えているのかご回答を頂きたい。

【回答】

国等から屋内退避の指示があった場合、まずは屋内退避を実施していただきますが、家屋の倒壊等により自宅での屋内退避が困難な場合は、近隣の指定避難所等に避難し屋内退避を実施していただくこととしております。

5 同じく、津波警報が出されても、地震直後であれば避難所も含めて屋内に留まることは危険だと考えますが、具体的にどこに避難することを考えているのか。特に大雪などで移動できない場合も含め具体的に回答いただきたい。

【回答】

国の防災基本計画では、従前から、自然災害によるリスクが高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とすることとされております。

このため、例えば、津波警報等の発表により、津波に係る避難指示が発令されている場合には、まずは津波による人命へのリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとし、屋内退避については、津波に係る避難指示が解除されるなど、津波に対する安全が確保された後に行うものと認識しております。

6 家屋の崩壊などで閉じ込めなどの被災者を救助することが困難になることが想定されますが、原子力災害と同時発生で、線量レベルが上昇する中で、救助隊は駆け付けると考えているのでしょうか。あるいは市町村による自力による救出など対策は考えられているのでしょうか？福島原発事故では津波被災者の多くが、救助されないまま見捨てられざるを得なかった反省を踏まえて回答して頂きたい。

【回答】

放射線量が上昇する中での被災者の救助作業については、政府の原子力災害対策本部による指示・調整の下で、自衛隊等の実動組織により実施するものとされております。

7 1月10日の地域の会において、今回の能登半島地震を踏まえ、現在の避難計画の問題点について、行政の皆さんにお尋ねしました。しかし、皆さんの回答には避難計画の不十分さや問題点などについて批判的な見解は聞かれず、現在の避難計画をどのように修正していくのかという言及さえありませんでした。住民が避難できるか否かという本質な点には触れず、参集が素早くできたなどというレベルの話しかなかったと記憶しております。原子力規制委員会は能登半島地震に関して、屋内退避が困難であることを認識し、検討する姿勢を示しているのに、住民に近い立場にある県や市村が避難計画のこの点についても（全く？）危機感を持たないというのは、基本的姿勢が誤っているのではないかと思います。すなわち、国の方針に唯々諾々と従うだけで、住民の安全の問題として避難計画を考えるという姿勢が全く不十分なのではないかと感じますが、どのようにお考えでしょうか。

【回答】

県では、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針等に基づき、県地域防災計画や県広域避難計画を策定しており、これまでも法令や指針等に見直しがあれば、必要に応じて、計画を見直してまいりました。

また、能登半島地震で家屋の倒壊等により自宅に留まり続けることが困難となるケースが発生したことなどを踏まえ、2月9日、知事が原子力規制庁に対し、原子力災害対策指針の見直しの議論をしていただくようお願いしました。

原子力規制委員会では、2月14日に「原子力災害時の屋内退避に関する論点」が議論されており、指針の見直しについて、今後検討が進んでいくものと認識しております。

県といたしましては、委員会での議論の結果、指針の見直しがあれば、これまでと同様、必要に応じて、計画を見直していくものと考えております。

〈飯田委員〉

関西電力は、昨年10月に使用済み燃料ロードマップで、原発にたまり続ける使用済み燃料の県外搬出や中間貯蔵施設誘致の動きとともに、福井県内の原発施設に乾式貯蔵施設を設置する計画を示しました。このような動きと関連して、関係者に質問を行います。

東京電力が再稼働後、県外への移送ができないような事態が発生した場合、構内に使用済み核燃料が蓄積されてきます。そのような場合、乾式貯蔵施設や中間貯蔵施設を設置、建設する旨の連絡があった場合の認識について教えてください。

【回答】

乾式貯蔵施設や中間貯蔵施設は、安全協定に定める事前了解の対象となると考えております。

仮に設置、建設の連絡があった場合は、安全協定に基づいて適切に対応してまいります。